

埼玉県版「地域学校協働活動」の推進に向けて

「地域学校協働活動」とは

社会教育法第5条第1項第13号～15号に基づき、保護者、地域住民、企業やNPO等の幅広い地域関係者の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

様々な地域学校協働活動

※地域が学校を「支援」するという一方の関係ではなく、**学校と地域が同じ目標・ビジョンに向かい、一体となつても活動を目指す必要がある。**

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第1項第13号～15号により、**地域住民その他の関係者が学校と協働して行う**以下の活動と規定されている。

- ◆学校の授業終了後又は休業日において、学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ◆ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ◆社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

総合的な学習（探究）の時間などにおいて、専門的な知見や技能、経験を持つ外部人材が学習を支援する活動なども、地域学校協働活動に該当する。

「地域学校協働本部」とは

地域学校協働活動を推進する①～③の3つの要素を備えている体制であり、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等による緩やかなネットワークのこと

※「地域学校協働本部が設置されている」状態とは、①～③の要素を満たすことの出来るネットワークのもとで、多様な「地域学校協働活動」が継続していることを指す。

①コーディネート機能

地域学校協働活動推進員等の配置に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること

②多様な活動

より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること

③継続的な活動

地域学校協働活動が継続的・安定的実施されていること

多様で継続的な地域学校協働活動を実施するためには、地域の様々な団体と繋がり、学校と地域住民の橋渡し役となる存在が重要である。社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できることを定めており、地域と学校をつなぐコーディネーターは、地域学校協働活動推進員として委嘱することが望まれる。法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を進めることにより、継続的で円滑な活動を行うことができる。

また、文部科学省では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進している。地域学校協働活動推進員等が、学校運営協議会の委員となることで、「学校と地域」「地域と地域」「保護者と地域」を繋ぐことが期待される。そして、学校運営協議会での地域学校協働活動についての熟議を通して、新たな繋がりが生まれ、地域学校協働活動が多様で継続的な活動になっていき、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が進展していくと考えている。

埼玉県版「地域学校協働活動」の推進に向けて



地域学校協働活動推進委員会・担当者会議

- ◆地域学校協働活動の円滑な運営を図るため、県教育委員会に**地域学校協働活動推進委員会**を設置。
所掌事務：地域学校協働活動等の**運営方法**に関すること、学校と家庭・地域社会との**連携・協働の在り方**に関すること
- ◆本委員会の下、教育事務所単位の**地域学校協働活動担当者会議**を設置し、市町村との連絡調整や意見交流を実施。



研究委嘱・実践発表会

- ◆令和8・9年度研究テーマ「社会総がかりでの教育の実現に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に基づき、2年間の研究委嘱を4地区で実施。
- ◆各教育事務所で開催する**地域学校協働活動実践発表会**で、研究実践を共有。



地域学校協働活動推進研修

- ◆地域学校協働活動の**理解促進**及び地域学校協働活動の中核を担う**人材の育成**。
- ◆対象は、地域学校協働活動推進員やコーディネーター、学校運営協議会委員等の地域関係者、小・中・高・特別支援学校教職員、市町村担当者等。



優良事例の周知

- ◆「**地域学校協働活動実践事例集**」を県ホームページに掲載。
- ◆「**地域学校協働活動情報通信『COLLABO』**」を年間5回発行し、県内各地の取組を周知。